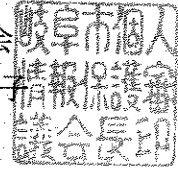


答 申 第 2 2 6 号
平成 30 年 3 月 7 日

岐阜市長 柴 橋 正 直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子



診療記録等の第三者提供について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）の規定に基づき、平成30年2月27日付け岐阜市病医第368号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 診療記録等の第三者提供について

(1) 諮問の概要

患者本人が意思表示できない場合の診療記録等の取扱いに関し、「岐阜市民病院個人情報の保護に関する取扱い」（平成20年7月23日決裁）第10条において、同条第4号に該当する場合には、患者本人の同意を得ることなく患者本人の世話をを行っている親族等に提供することができること及び第10条の2において診療記録等の提供の手続は病院長が別に定めることが規定されている。

当該手続に係る規定を定める要綱案を作成し、平成26年度第7回個人情報保護審議会（平成27年3月12日開催）に諮問したところ、同日付け答申第150号において「要綱において手続を定めようとする診療情報の提供範囲が明確でないため、診療情報の対象者及び提供を受ける者の範囲に係る具体的な取扱いについてさらに検討し、及びまとめるとともに、「意思無能力者」、「縁故者」等要綱上の表現の適否を併せて検討し、当審議会に再度諮問することが適切である。」とされた。

当該答申を受け、診療情報の提供の範囲について具体的に整理し、及び表現につき検討した「意識不明又は重度の認知症である患者の診療記録等の親族等への提供に関する要綱」を制定し、診療情報の第三者への提供に係る細目を定めるため、同要綱の内容に関し、再度諮問を行うものである。

2 意見

要綱を別紙のとおり制定することは、診療記録等の第三者への提供を行う上で妥当なものであると認める。ただし、第2条に規定する「患者本人の世話」には、

金銭的援助のみを行う場合等様々なケースが想定されるため、運用面について検討されたい。

(案)

意識不明又は重度の認知症である患者の診療記録等の親族等への提供に関する要綱

平成 年 月 日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜市民病院個人情報の保護に関する取扱い（平成20年7月23日決裁。以下「取扱い」という。）第10条の2の規定に基づき、岐阜市民病院（以下「市民病院」という。）が保有する取扱い第10条第4号に規定する意識不明又は重度の認知症である患者本人の診療記録等を親族等に提供する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 取扱い第10条第4号に規定する患者本人の世話を行っている親族又はこれに準ずる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ該当各号に定める者とする。

- (1) 患者本人の世話を行っている親族 患者本人を看護している親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。）
- (2) 患者本人の世話を行っている親族に準ずる者 患者本人を看護している者であって、患者本人と内縁関係（患者本人と同居し、かつ、生計を同じくする場合に限る。）にあるもの

(提供の申請)

第3条 前条各号に掲げる者で、患者本人の診療記録等の提供を受けようとするもの（以下「提供申請者」という。）は、診療記録等提供申請書（様式第1号。以下「提供申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 提供申請者が本人であることを示す書類
- (2) 申立書（様式第2号）
- (3) 戸籍謄本、住民票、診断書その他前条各号に該当する事実を証明する書類

(提供しないことができる情報)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する情報が含まれている診療記録等の提供の全部又は一部を拒むことができる。

- (1) 法令又は条例の定めるところにより、明らかに開示することができない情報
- (2) 患者本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある情報
- (3) 患者本人以外の個人に関する情報であって、患者本人以外の特定の個人が識別され、又は識別されうるもののうち通常他人に知られたいと認められるもの
- (4) 法人その他の団体に関する情報又は患者本人以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより当該法人その他の団体又は当該個人の事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであると認められるもの
- (5) 市民病院が行う事務又は事業の公正又は適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報

(案)

(提供の申請に対する決定)

第5条 市長は、提供申請書の提出があった日の翌日から起算して14日以内に提供申請に対する諾否の決定（以下「決定」という。）を行い、速やかに診療記録等提供申請諾否決定通知書（様式第3号）により提供申請者に通知するものとする。

2 市長は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、当該決定を延期して行うことができる。この場合において、市長は、当該延期の理由及び決定のできる時期を速やかに提供申請者に通知しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

診療記録等提供申請書

年 月 日

（あて先）岐阜市長

（申請者） 住所
氏名
電話番号

意識不明又は重度の認知症である患者の診療記録等の親族等への提供に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定により、下記のとおり診療記録等の提供を申請します。

提供を求める診療記録等の内容	
（診療科）	科 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 外来
（求める内容）	診療記録等（ 年 月 日～ 年 月 日） <input type="checkbox"/> 全て <input type="checkbox"/> 診療録 <input type="checkbox"/> 手術記録 <input type="checkbox"/> 検査結果 <input type="checkbox"/> 検査画像 <input type="checkbox"/> その他（ ）

診療記録等の 患者本人	氏名
	住所
	生年月日 年 月 日（ 歳）
申請者と患者本人 との関係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 父又は母 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他の者（ ）

備考

- 申請者は、患者本人の世話をを行っている親族又はこれに準ずる者としてします。
 - 患者本人の世話をを行っている親族 患者本人を看護している親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。）
 - 患者本人の世話をを行っている親族に準ずる者 患者本人を看護している者であって、患者本人と内縁関係（患者本人と同居し、かつ、生計を同じくする場合に限る。）にあるもの
- 申請者は、次に掲げる書類を併せて提出してください。
 - 申請者本人であることを示す書類（運転免許証の写し等）
 - 申立書（様式第2号）
 - 「患者本人の世話をを行っている親族又はこれに準ずる者」に該当する事実を証明する書類（戸籍謄本、住民票、診断書等）
- この申請書の提出があった日の翌日から14日以内に承諾、一部承諾又は拒否を決定し、書面により通知します。

様式第2号（第3条関係）

申立書

年 月 日

（あて先）岐阜市長

（申立人） 住所

氏名 ④

電話番号

私は、岐阜市民病院個人情報保護に関する取扱い第10条第4号に規定する「患者本人が成年者であり、かつ、意識不明又は重度の認知症であるため意思表示をすることができない状態にあると認められる者である場合において、患者本人の世話をを行っている親族又はこれに準ずる者」に該当することについて、下記のとおり申し立てます。

記

1 患者 住所
氏名
生年月日

2 申立て理由（患者との関係をできるだけ詳しく記入してください。）
（例）私は、患者を扶養している同一世帯の孫であり、普段は患者の身の回りの世話をし、入院中も付添い看護しているため、申し立てます。

注意 申立人の氏名欄は、必ず申立人本人が署名し、押印してください。

様式第3号（第5条関係）

岐阜市 第 号
年 月 日

様

岐阜市長

診療記録等提供申請諾否決定通知書

年 月 日付け提出された診療記録等の提供の申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 の 区 分		<input type="checkbox"/> 承 諾 <input type="checkbox"/> 一 部 承 諾 <input type="checkbox"/> 拒 否
提供を求めた 診療記録等の内容		
提供の場所	窓 口	提供の日時 年 月 日 時 提供の場所 当日都合の悪い場合は、事前に担当課までご連絡ください。
	郵 送	① 写しの作成費用 円 ② 送付費用 円 ※上記の費用を納入後に、郵送させていただきます。
一部承諾しない又は 拒否する理由		
一部承諾しない又は 拒否する部分の 項目名		
担当課	連絡先番号 (内線)	

(注) この通知の内容等についてのお尋ねは、担当課へお願いします。